

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部スポーツ振興課
委託業務番号	令和2年度 長ス振第15号
委託業務名称	びわ湖長浜ツーデーマーチ事業委託
委託業務場所	豊公園(主会場)～湖北地域一帯
業務の概要	市民の健康増進を図り、地元住民の郷土愛を深めるため、また市外参加者に自然や歴史文化等の長浜市の魅力を体感してもらうことで地域振興を図るため、ウォーキング事業であるびわ湖長浜ツーデーマーチ事業を実施するもの
履行期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日
契約年月日	令和2年4月1日
契約額(税込)	3,000,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市宮司町1203番地 [商号又は名称] びわ湖長浜ツーデーマーチ実行委員会 委員長 松居 繁隆
契約相手方の選定理由	びわ湖長浜ツーデーマーチ実行委員会は、ツーデーマーチを開催するために各スポーツ団体・行政等が連携して組織された委員会であり、ウォーキングを通して、長浜の魅力を発信することができる組織である。また、過去の適正な大会運営により同事業の企画運営等のノウハウを有する専門的な組織であり、当事業を実施する上で、他に代替性のない組織であることから、同実行委員会と随意契約する。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>